

令和8年度

島本町 耐震事業



に関する補助金等のお知らせ

町では、地震に対する安全意識の向上を図り、町内の地震による被害を軽減するため、耐震診断等にかかる費用の一部を町で補助しています。

いつ起こるか分からない地震に備えるためにも、ぜひご利用ください。



対象（耐震診断・耐震設計改修・除却）

①原則、**昭和56年5月31日以前**に建築確認を得て建築された木造住宅

②耐震診断の耐震評定が1.0未満のもの

※耐震診断は①を満たしていれば対象

※資産状況などによっては補助できない場合があります

補助内容（耐震診断・耐震設計改修・除却）

耐震診断

一戸当たり最大**5万円**を補助

※診断費用の11分の10を補助(上限5万円)

※町から民間の耐震診断技術者を派遣できます

(派遣の場合、所有者負担5,000円)

※木造住宅以外の戸建住宅や共同住宅に関しても診断に要する費用を補助します

除却

一戸当たり最大**45万円**を補助

※除却に要する費用が45万円未満の場合はその額

耐震設計・改修

○耐震設計

一戸当たり最大**10万円**を補助

※設計に要する費用の7割が限度

※設計の補助を受けられる方は改修が必須要件

○耐震改修 **耐震シェルター等も可**

一戸当たり最大**75万円**を補助

※工事に要する費用が75万円未満の場合はその額

※世帯の収入合計額によっては補助額が最大**97.5万円**となります

◎耐震シェルターとは、木造住宅1階の1部屋に設けて、万が一の災害に備えるもの。

対象（ブロック塀）

- ・ **高さ80cm超**のブロック塀などの撤去、または一部を撤去する工事。一部を撤去する場合は、撤去後のブロック塀などの高さが80cm以下になること

※道路、公園のほか不特定多数が利用する**公共施設に面している**必要があります

(民地と民地の間にあるブロック塀などは対象外)

※ブロック塀などを撤去後、フェンスなどを新設する際にセットバックが必要な場合があります

補助内容（ブロック塀）

撤去費用の最大**20万円**を補助

※見付面積1㎡あたり1万円で補助額算定

受付期間

(耐震設計改修・除却・ブロック塀)：**令和8年1月20日(金)**まで (先着順)

(耐震診断)：**令和8年12月18日(金)**まで (先着順)

※予定件数を超える場合、ご利用できないことがありますので、お早めにご相談ください

注意事項（共通）

- ・ **申請前に着手した場合は補助することができません**
- ・ 建築物の所有者と居住者が異なる場合や土地を共有で所有している場合等には同意書が必要となる場合があります
- ・ 申請に関する様式は島本町ホームページからダウンロード、または都市計画課窓口まで
- ・ この他にも補助にはそれぞれ要件があります。詳細につきましては都市計画課までお問合せください

お問い合わせ先

島本町役場 都市創造部 都市計画課

☎ 075-962-0360 (直通)



木造住宅耐震化の流れ

令和8年6月

1. 対象建築物等の確認

- ・ **昭和56年5月31日以前**に建築確認を得て建築された木造住宅であるか
- ・ 申請者は対象建築物の所有者であるか

※建築物の所有者と居住者が異なる場合や共有で所有している場合など、同意書が必要となる場合があります

2. 耐震診断

- ・ 耐震診断技術者に心当たりがない場合
→町から民間の耐震診断技術者を派遣します（所有者負担額5,000円）

- ・ 耐震診断技術者に心当たりがある場合
→診断費用の11分の10の額を補助します（所有者負担額5,000円程度）



耐震診断の結果…

耐震評点	0.7未満	0.7以上～1.0未満	1.0以上～1.5未満	1.5以上
判定	倒壊する可能性が高い	倒壊する可能性がある	一応倒壊しない	倒壊しない

3-1. 耐震設計・改修

【補助対象となる耐震設計・改修】

- ・ 耐震評点を0.7以上、または1.0以上まで引き上げる工事
(2階建て以上の住宅の場合、1階部分の耐震評点を1.0以上まで引き上げる工事も補助対象)
- ・ 公的機関により性能が確認されたシェルター設置等を行う耐震改修工事
(シェルター設置等については設計費用を除きます)

3-2. 除却

【補助対象となる工事】

- ・ 対象建築物の全部を除却する工事

島本町にお住まいのみなさまへ

島本町都市創造部都市計画課長

島本町耐震補助制度について（お知らせ）

初夏の候、島本町にお住まいのみなさまにおかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本町の行政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本町では平成29年3月に策定した「島本町住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震化をより一層促進し、地震時の被害の軽減を図るため、「島本町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しており、確実な普及啓発を継続しているところでございます。

お住まいのお家の耐震状況を調査するため、所有者負担5千円で耐震診断を受けていただける制度等や高経年化が進む木造住宅の除却支援制度も設けておりますので、ぜひご利用いただきますよう、お願いいたします。

(この件の連絡先)
島本町都市創造部都市計画課 森鎌、奥田
〒618-8570
大阪府三島郡島本町桜井二丁目1-1
Tel: 075-962-0360
Fax: 075-961-6298